

大学共同利用機関法人自然科学研究機構来訪研究員規程

平成16年4月1日

自機規程第18号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における来訪研究員の受け入れに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、来訪研究員（以下「研究員」という。）とは次の各号に掲げる者をいう。

- 一 国又は国に準じた機関の制度により機構に招へいされる者（以下「招へい研究者」という。）
- 二 機構の研究業務に必要と認められる者及び研究協力等を目的として研究業務に参画することを希望する者

(申請)

第3条 研究員を受け入れようとする者（以下「受入研究教育職員」という。）は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年自機通則第1号）第2条第1項に規定する大学共同利用機関、第2条の2第1項に規定する機構直轄の研究施設及び第50条第1号に規定する岡崎共通研究施設（以下「機関」という。）が定める受入申請書を機関の長（岡崎共通研究施設にあっては、当該共通研究施設に対して密接な関係及び協力を行う大学共同利用機関の長とする。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、招へい研究者を受入れる場合には、採用通知等の写しをもって受入申請書に代えることができるものとする。

(受入許可)

第4条 研究員の受け入れは、機関の議を経て、機関の長が許可するものとする。

- 2 前項の規定により、受け入れを許可した場合は、機構長へ報告するものとする。

(受入れ期間)

第5条 研究員の受け入れ期間は、1年以内とする。ただし、招へい研究者については、当該制度で定められた期間とする。

- 2 機関の長は、受け入れ期間延長の申し出があった場合には、研究業務を継続する必要があると認めたとときに限り、受け入れ期間の延長を許可することができる。
- 3 前項の規定により、受け入れ期間の延長を許可した場合は、機構長へ報告するものとする。

(知的財産の取扱い)

第6条 研究員が、研究業務により生じた知的財産の取扱いについては、機構が定める知的財産ポリシー及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構職務発明等規程（平成16年自機規程第12号）の定めるところによる。

（規則の遵守）

第7条 研究員は、機構のサービス及び安全管理規程等を遵守しなければならない。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、研究員の受入れに関し必要な事項は、機関が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

(参考)

年 月 日

年度 来訪研究員受入申請書

大学共同利用機関法人 自然科学研究機構  
(機関の長) 殿

(申請者)

所在地

名 称

代表者・職名・氏名

下記のとおり研究員の受入を申込みます。

記

- 1 氏 名
- 2 生 年 月 日 年 月 日 ( 歳)
- 3 住 所
- 4 所 属 機 等
- 5 受入研究教育職員
- 6 研 究 計 画 書 別紙のとおり
- 7 期 間 年 月 日から 年 月 日までの間
- 8 主 要 研 究 業 績 書 別紙のとおり
- 9 推 薦 状 別紙のとおり
- 10 受 入 条 件

(1) 施設等の利用

貴研究所の施設等を利用する場合は、善良な管理者の注意義務をもって利用いたします。

(2) ○○○○

○○○○については、○○○○いたします。

11 そ の 他